

## 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等療養援護費支給要綱

### （目的）

第1条 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等の妊娠中の疾病は、妊産婦死亡や周産期死亡の原因になるばかりではなく、胎児の発育を妨げ未熟児や心身障害の発生原因となる等出生児に対する影響も著しく、また、分娩後も産婦に後遺症を残すことがあるので、早期に適切な医療を施すことが必要である。

そこで妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等により患っている妊産婦が早期に適正な医療を受けやすくするために必要な援護を行い症状の重症化を防ぐことにより、妊産婦の死亡、後障害等を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生の防止を図ることを目的とする。

### （実施主体）

第2条 本事業の主管課はこども家庭局家庭支援課（以下「家庭支援課」という。）とする。

2 家庭支援課は次に掲げる関係部局及び関係医療機関と連絡を密にし、その積極的な協力のもとに本事業を推進するものとする。

- (1) 区保健福祉部においては、本事業の実施についての申請の受理・進達、その他指導・助言を行い、その効果を上げるように努力するものとする。また、本事業の普及を図るとともに、申請者の課税状況等の確認を行い、本事業が円滑に遂行できるよう協力するものとする。
- (2) 医療機関においては、関係機関と特に連絡を密にし、本事業の遂行に協力するものとする。

### （事業の内容）

第3条 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等により患っている妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給（以下「援護費の支給」という。）するものとする。

### （支給対象疾病）

第4条 援護費の支給対象疾病は、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患とする。

### （支給対象者）

第5条 援護費の支給対象者は、神戸市に住所を有し、前条にあげる対象疾病により患っている妊産婦（妊娠中又は、出産後10日以内の女子をいう。以下同じ。）であって、母体又は胎児の保護のため医療機関へ入院して必要な医療を受けたものであり、かつ、その入院の期間が7日以上のものである。ただし、次の各号にあげるものは除く。

- (1) 児童福祉法第22条の規定による助産施設への入所措置を受けたもの
- (2) 前年分の所得税課税額の年額15,001円以上の世帯に属するもの

(支給基準)

第6条 援護費の支給額は、別表の援護費支給基準額表に定める額により算定した額（その額が当該妊産婦に係る医療費のうち自己負担すべき額を超えるときは、当該自己負担すべき額に相当する額）とする。ただし、入院期間が21日を超える場合にあっては、21日を限度として支給額を算定するものとする。

2 妊産婦の属する世帯の階層区分の認定については、別表のとおりとする。

(支給の申請)

第7条 支給対象者が援護費の支給を受けようとするとき（本人が死亡し、又は引き続き入院している場合は、生計を同じくしていた配偶者又は親族において申請できるものとする。）は、「妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等療養援護費支給申請書」（様式第1号又は様式第1の2号）に、「妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等療養証明書」（様式第2号）と、「世帯調書」（様式第3号）並びに「母子健康手帳」を添えて、居住地の区保健福祉部長を経て市長に申請しなければならないものとする。

2 生活保護法による被保護世帯に属する妊産婦が援護費の支給を受けようとする場合の前項の「妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等療養証明書」の取扱いについては、医療扶助の申請にかかる「医療要否意見書」の記載内容を確認することにより援護費の支給が必要と認められるときは、当該意見書の写しをもって、「妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等療養証明書」にかえることができる。

3 前項の申請書を受理した区保健福祉部長は、母子健康手帳を審査のうえ、これを当該申請者に返還するとともに意見を付して、速やかに市長に進達しなければならないものとする。

4 援護費の支給申請は、当該妊産婦の入院による医療が終了した日以後30日以内に、前期1号に規定する手続きにより行うものとする。ただし、入院期間が21日を超える場合にあっては、入院した日から起算して22日目以後30日以内に申請を行うものとする。

(援護費の支給)

第8条 市長は、区保健福祉部長から進達があったときは、速やかに援護費を支給するか否かを決定し、当該区保健福祉部長に通知するものとする。なお、援護費の支給を決定した場合は、市長は申請者に対しその旨通知するとともに、速やかに援護費を支給するものとする。

2 援護費の支給を行わないことに決定した場合はその理由を明らかにして、申請書を経由した区保健福祉部長及び申請者に対し速やかに通知するものとする。

(生活保護法との関係)

第9条 援護費は医療扶助に優先して支給するものとする。

2 生活保護法による被保護世帯に属する妊産婦が本制度による援護費の支給を受ける場合には、援護費の受領権限を医療機関に委任させることとし、その援護費は本人支払額として取扱われるものとする。

3 当該妊産婦から援護費の支給申請があった場合は、速やかに支給の可否を決定し、当該被保護

世帯の居住地を管轄する保健福祉部へ支給決定額及び援護費の支給時期あるいは、支給できない理由等について書面により連絡するものとする。

(医療機関)

第10条 援護費をうける妊産婦が入院する医療機関は、産婦人科（または産科・婦人科）を標ぼうする医療機関とする。ただし、医療低水準地域等において、やむをえないと認めるときはこの限りではない。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

この要綱は、昭和59年10月1日から実施する。

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

この要綱は、平成24年7月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。